

一宮市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

(目的)

- 第1条** この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、旧基準木造住宅の耐震改修工事に要する費用について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、震災に強いまちづくりを促進することを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付については、一宮市補助金等交付規則(昭和37年一宮市規則第18号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅

次の要件をすべて満たすものとする。

ア 一宮市内にある木造住宅(在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅で、持家・貸家を問わない。以下同じ。)。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は2階建て以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 一宮市が実施する無料耐震診断

イ (一財)愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

ウ ア又はイと同等のものとして市長が認めるもの

(3) 判定値

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ (一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(4) 耐震改修工事

地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事(別表1に定めるものに限る。)を含む改修工事で次に定めるものをいう。

ア 簡易耐震改修工事 第2号において判定値が0.7未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を0.7以上1.0未満とする工事をいう。

イ 耐震改修工事 第2号において判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とし、かつ、1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点の最も低い数値に0.3を加算した数値以上とする工事をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 旧基準木造住宅を所有する者又は所有する者と同等の権利を有する者として市長が認める者。
(以下「所有者等」という。)
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(補助の対象)

第4条 補助の対象は、次の各号のすべてを満たすこととし、別表1に掲げる耐震補強工事とする。
ただし、第2条第4号ア又はイに規定する工事に限る。

- (1) 補助対象建築物の固定資産税を滞納していないこと。
 - (2) 同一敷地内において、一宮市民間木造住宅耐震改修費補助金、一宮市木造住宅解体工事費補助金又は一宮市耐震シェルター等設置補助金を受けていないこと。
- 2 前項の補強計画は、次の各号のいずれかの基準により算定したものとする。
- (1) 改訂(第3版)愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値
 - (2) (一財)日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点。ただし、限界耐力計算により補強計画を行う場合は、構造設計実務者による耐震設計レビューを行うものとする。

(補助金の額)

第5条 1戸当たり(長屋建て又は共同住宅の場合は1棟当たり)の補助金額は、別表2のとおりとする。
ただし、補助金の額は千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震改修工事に着手する前に、一宮市民間木造住宅耐震改修費補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる関係書類を添付して、補助事業を実施する年度の12月15日(12月15日が閉庁日の場合は翌開庁日)までに市長に提出しなければならない。

- (1) 民間木造住宅耐震改修事業計画書(様式第2)
- (2) 確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは家屋の資産証明書又は建築年月が確認できるもの
- (3) 所有者等が確認できるもの。ただし、同項第2号の書類をもって所有者等が確認できる場合はこれを省略することができる。
- (4) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し 第2条第2号によるものに限る。
- (5) 耐震補強工事計画書
 - ア 案内図(都市計画図等)、平面図
 - イ 補強計画図、その他補強方法を示す図書
 - ウ 耐震補強後の建物についての耐震診断の総合判定 建築士の記名のあるものに限る。

- (6) 施工業者の見積書の写し 補強工事等(別表 1 に定めるものに限る。)とその他の部分を分けたもの。
 - (7) 前年度の固定資産税の納税証明書(完納を証するもの)又はこれに代わるもの。ただし、譲渡等の理由より固定資産税の納税証明書の取得が困難であると市長が認める場合は添付を省略することができる。
 - (8) 代理者によって申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、補助事業を実施する年度の2月10日(2月10日が閉庁日の場合は翌開庁日)までに工事が完成するもの限り、行うことができる。

(補助金の交付決定)

- 第7条** 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、一宮市民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は当該補助金の交付について条件を付すことができる。

(申請内容の変更)

- 第8条** 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付決定を受けた後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、一宮市民間木造住宅耐震改修費補助金変更申請書(様式第4)に次に掲げる関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 補助金の額の変更
 - ア 第6条第1項第5号及び第6号に掲げる書類
 - イ その他市長が必要と認める書類
 - (2) 申請者の変更
 - ア 第6条第1項第8号に掲げる書類
 - イ その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、相当と認めるときは、補助金の変更交付を決定し、一宮市民間木造住宅耐震改修費補助金変更決定通知書(様式第5)により、申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

- 第9条** 補助対象工事の契約及び着手は、一宮市民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書交付日以降に行わなければならない。

(工事の中止)

- 第10条** 申請者は、補助金交付決定後において、工事を中止しようとする場合は、民間木造住宅耐震改修中止届(様式第6)を市長に提出しなければならない。

(工事の完了報告)

第 11 条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、当該工事完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月 10 日 (2 月 10 日が閉庁日の場合は翌開庁日) までのいずれか早い期日までに、民間木造住宅耐震改修完了実績報告書(様式第 7)に次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る契約書の写し
- (2) 補助事業に係る費用の請求書又は領収書の写し(業者の発行したものに限る。)
- (3) 工事写真(耐震改修工事の内容が確認できるもの)
- (4) 改修工事が民間木造住宅耐震改修事業計画書に基づき施工されたことを証する書面(建築士の記名があるものに限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 12 条 市長は、前条の規定による民間木造住宅耐震改修完了実績報告書を受領した場合は、報告内容を審査のうえ、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、一宮市民間木造住宅耐震改修費補助金交付確定通知書(様式第 8)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 13 条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して 10 日以内に一宮市民間木造住宅耐震改修費補助金交付請求書(様式第 9)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 14 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第 11 条に定める期日までに、民間木造住宅耐震改修完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) 一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、暴力団、暴力団員又はこれらと緊密な関係を有する者であることが判明したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は市長が定める。

2 この要綱に係る様式は、市長が別に定める。

別表 1(第 2 条関係)

補 強 工 事

	耐震補強工事
調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査
耐震改修計画の作成等	
総合判定において必要耐力(Qr)を低減させることを目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地盤改良工事 ・ 木造躯体工事(屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの) ・ 仮設工事及び既設部分の撤去工事(建築設備等を含む。) ・ 撤去部分の復旧工事
総合判定において建物の強さ(Qu)の評価を向上させることを目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木造躯体工事 ・ 基礎工事(土工事を含む) ・ 仮設工事及び既設部分の撤去工事(建築設備等を含む。) ・ 撤去部分の復旧工事(造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事)
総合判定において劣化度(dK)の評価を向上させることを目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木造躯体工事(劣化部材の取替え) ・ 仮設工事及び既設部分の撤去工事(建築設備等を含む。) ・ 撤去部分の復旧工事(造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事)
その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事

別表 2(第 5 条関係)

補助対象経費	一宮市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第 4 条に規定する工事に要する経費
耐震改修工事に対する助成額	次に掲げる額の合計額 ア 簡易耐震改修工事にあつては 30 万円(補助対象経費が 30 万円を下回る場合は、当該経費の額) イ 耐震改修工事にあつては (1) 補助対象経費の 80%。ただし 115 万円を限度とする。 (2) 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額
補助金の交付金額	ア 簡易耐震改修工事にあつては 上欄アの助成額 イ 耐震改修工事にあつては 上欄イの助成額から、(2)の額を差し引いた額

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 13 年 3 月 31 日限りその効力を失う。

付 則 (令和 3 年 2 月 10 日改正)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 5 年 3 月 29 日改正)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 7 年 3 月 31 日改正)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。